〇総務省今第九号

通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気

平成三十年三月十九日

総務大臣 野田 聖子

(電気通信事業法施行規則の一部改正) 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省合

いものは、これを加える。対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていな(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ欲の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し第一条 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(登録を要しない電気通信事業)

雅川然 [魯]

2 都道府県、市町村(特別区を含む。)又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更によ り、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準 に該当しないこととなったときは、当該電気通信事業者は、当該変更があった日から起算して 大月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により 引き続き首むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、そ の期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の担否があるまでの間も、同様とす

(電気通信役務等の変更の報告)

第十条 [泰]

2 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第十の報告書に、<mark>様式第三によるネットワ</mark> <u>- ク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び変更後の様式第四の書類を添えて、総</u> 務大臣に提出しなければならない。

[の・4 帝]

(法第三十八条の二の総務省令で定める区分)

第二十五条の大 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業

の用に供する様式第四の表の一から三十二までに掲げる電気通信役務の区分とする。

(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)

継川十九条6川 [器]

[] 魯]

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの **附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を徐く。)であつて、镁式第四の表** (登録を要しない電気通信事業)

雅川然 [區刊]

2 都道府県、市町村(特別区を含む。)又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更によ り、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準 に該当しないこととなったときは、当該電気通信事業者は、当該変更があった日から起算して 六月を経過する日までの間は、法第九条第一号の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例 により引き続きぎむことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合におい て、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の担否があるまでの間も、同

様とする。

(電気通信役務等の変更の報告)

第十条 [四上]

2 前頃の規定による報告をしようとする者は、羨式第十の報告書に、<u>変更後の篆式第四</u>の書類 を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

[60・4 區刊]

(法第三十八条の二の総務省令で定める区分)

第二十五条の大 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業

の用に供する様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務の区分とする。

(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)

第二十七条の二 「同上」

[1 匝긔]

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの **| 附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表** 通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないものの一から三十一までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気

[イ~や 器]

電気通信事業者の指定等)(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する

部二十九条6161 [器]

に掲げる電気通信役務ごとに炊の各号のいずれにも該当するものとする。2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十一まで

[] • 1] 盤]

(申請等の方法)

第六十九条 「略」

[] ~1] 十二 盤]

ニナ九 法第百二十三条第二項、第三項又は第四項の認可の申請

[22 器]

様式第1 (第4条第1項、第4条の2第1項関係)

電気通信事業登録(登録更新)申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。) 信役務を提供する電気通信事業の用に供しないものの一から三十までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通

[/~朱 同上]

電気通信事業者の指定等)(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する

| 第二十九条の二の二 | [回刊]

掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十までに

[1•11 [표 4]]

(申請等の方法)

第六十九条 「同上」

[]~]]十二 區刊]

二十九 法第百二十三条第一項、第三項又は第四項の認可の申請

[11]十~11]十日 區刊]

[2 匝긔]

様式第1 (第4条第1項、第4条の2第1項関係)

電気通信事業登録 (登録更新) 申請書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。) 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

「略]

「1 略]

2 電気通信設備の概要

「(1)~(3) 略]

「注1~4 略〕

5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周</u> 波数 (当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム (無線設備規則第 49 条の6の9 又は第 49 条の6の 10 で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。) に使用する場合は、併せてその旨)を記載すること。

「6~8 略]

「3 略]

「注 略]

様式第2 (第4条第2項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係)

誓約書

年 月 日

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

[同左]

[1 同左]

2 電気通信設備の概要

「(1)~(3) 同左]

[注1~4 同左]

5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周</u> 波数帯 (当該<u>周波数帯</u>の電波を三・九一四世代移動通信システム (無線設備規則第 49 条の6の9又は第 49 条の6の10 で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。) に使用する場合は、併せてその旨)を記載すること。

「6~8 同左]

[3 同左]

「注 同左]

様式第2 (第4条第2項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係)

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第27号)第2条第15項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

話番号ルでする を表が下する を表がする をおります。 をもまります。 をもまりまする。 をもまりまする。 をもまりまする。 をもまりまる。 をもまりをもまりをもまる。 をもまる。 をもる。 をも

[略]

「注 略]

様式第3(第4条第3項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第 1項及び第2項、第9条第1項第1号、<u>第9条第3項及び第4項、第10条第2項、</u>第11条第 5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)

ネットワーク構成図

「注1~6 略]

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

[同左]

[注 同左]

様式第3(第4条第3項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第 1項及び第2項、第9条第1項第1号、<u>第9条第3項及び第4項、</u>第11条第5項第2号、第12 条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)

ネットワーク構成図

「注1~6 同左〕

様式第4 (第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第 10 条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

ル 供する电X地口仅伤				
電	気通信役務の種類	提供する役務		
[1~24 略]				
25 専用役務	国内電気通信役務であるもの			
20 号用仅伤	国際電気通信役務であるもの			
26 LPWAサービス				
27 上記 1 から 26 ま ビス	そでに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サー			
28 インターネット関連サービス(IP電話を除く。)				
	携帯電話に係るもの			
29 仮想移動電気 通信サービス	PHSに係るもの			
,, .	BWAアクセスサービスに係るもの			
	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの			
30 ドメイン名電 気通信役務	第59条の2第1項第1号口に掲げるもの			
ACIA MA	第59条の2第1項第2号に掲げるもの			
31 雷報	受付及び配達の業務を行う場合			
01 电袝	受付及び配達の業務を行わない場合			
32 上記1から31までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務				

「注1 略

2 <u>再販</u>の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記 29 に該当する場合は、この限りでない。

「3・4 略]

- 5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7、8 又は 29 に限る。)により記入すること。
- 6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号 (6、7、16、17 又は 21 に限る。) に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記 29 のみに「○」をすること。
- 7 「インターネット関連サービス (IP電話を除く。)」<u>又は</u>「上記1から <u>31</u>までに掲

様式第4 (第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第 10 条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

に区する电外型目区切				
電	気通信役務の種類	提供する役務		
[1~24 同左]				
25 専用役務	国内電気通信役務であるもの			
	国際電気通信役務であるもの			
26 上記 1 から 25 ビス	までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サー			
27 インターネット関連サービス(IP電話を除く。)				
	携帯電話に係るもの			
28 仮想移動電気 通信サービス	PHSに係るもの			
1017	BWAアクセスサービスに係るもの			
	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの			
29 ドメイン名電 気通信役務	第59条の2第1項第1号口に掲げるもの			
) MCIA 2023	第59条の2第1項第2号に掲げるもの			
30 雷報	受付及び配達の業務を行う場合			
30 电報	受付及び配達の業務を行わない場合			
31 上記1から30ま	とでに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務			

[注1 同左]

2 <u>単純再販</u>の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記 <u>28</u>に該当する場合は、この限りでない。

[3・4 同左]

- 5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末 系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役 務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7、8又は28に限る。)により記入すること。
- 6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号 (6、7、16、17 又は 21 に限る。) に該当する 仮想移動電気通信サービスについては、上記 28 のみに「○」をすること。
- 7 「インターネット関連サービス (IP電話を除く。)」のみ、「上記1から 29 までに掲

げる電気通信役務以外の電気通信役務」<u>を提供する</u>場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

「8~10 略〕

様式第5 (第5条第1項関係)

電気通信事業変更登録申請書

年 月 日

ルアドレスを記載すること。)

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日及び登録番号

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第27号)第2条第15項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メー

げる電気通信役務以外の電気通信役務」 <u>のみ又はこれらのみを提供する</u>場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

様式第5 (第5条第1項関係)

「8~10 同左]

電気通信事業変更登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日及び登録番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。) [略]

「注1・2 略]

様式第5の2 (第5条第2項第1号関係)

電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日及び登録番号

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第27号)第2条第15項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

話番号及び電子スでした。)

[略]

「注1・2 略]

[同左]

「注1・2 同左]

様式第5の2 (第5条第2項第1号関係)

電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日及び登録番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

[同左]

「注1・2 同左]

様式第5の3 (第5条第2項第2号関係) 様式第5の3 (第5条第2項第2号関係) 雷気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 一部認定 一部認定 る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。) 登録年月日及び登録番号 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) 「略]

「注1・2 略]

電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。) 登録年月日及び登録番号 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

[同左]

「注1・2 同左]

様式第5の4 (第5条第2項第3号関係)

認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日及び登録番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

「略]

「注1・2 略]

様式第5の5 (第5条第2項第4号関係)

電気通信事業変更登録申請書

様式第5の4 (第5条第2項第3号関係)

認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日及び登録番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

[同左]

「注1・2 同左]

様式第5の5 (第5条第2項第4号関係)

電気通信事業変更登録申請書

年 月 日 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 一部認定 一部認定 る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき る。) る。) 登録年月日及び登録番号 登録年月日及び登録番号 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 ための番号の利用等に関する法律(平成 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 等を記載すること。) する法人番号がある場合は、記載するこ ٤.) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) 「略] [同左] 「注1・2 略] 「注1・2 同左] 様式第6 (第7条、第9条第2項、第40条の17関係) 様式第6 (第7条、第9条第2項、第40条の17関係) 電気通信事業(及び認定電気通信事業)氏名等変更届出書 電気通信事業(及び認定電気通信事業)氏名等変更届出書 月 日 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿

郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 ための番号の利用等に関する法律(平成 等を記載すること。) 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) 「略] [同左] 「注 略] 「注 同左] 様式第7 (第8条第1項関係) 様式第7 (第8条第1項関係) 電気通信事業変更届出書 電気通信事業変更届出書 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号

(ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき る。) る。) 登録年月日及び登録番号 登録年月日及び登録番号 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 ための番号の利用等に関する法律 (平成 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 25 年法律第27号) 第2条第15項に規定 等を記載すること。) する法人番号がある場合は、記載するこ ٤.) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) 「略] [同左] 「注1・2 略] 「注1・2 同左] 様式第7の2 (第8条第2項第1号関係) 様式第7の2 (第8条第2項第1号関係) 電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書 電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所

(ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略で 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき る。) る。) 登録年月日及び登録番号 登録年月日及び登録番号 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 ための番号の利用等に関する法律(平成 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定: 等を記載すること。) する法人番号がある場合は、記載するこ ٤.) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) 「略] [同左] 「注1・2 略] 「注1・2 同左] 様式第7の3 (第8条第2項第2号関係) 様式第7の3 (第8条第2項第2号関係) 電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書 電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 一部認定

る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

登録年月日及び登録番号

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第27号)第2条第15項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

「略]

	変更事項		
	変更内容	変更前	変更後
į	爱 更内谷		
	変更年月日		
	変更の理由		

「注1・2 略]

様式第7の4 (第8条第2項第3号関係)

認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書

年 月

総務大臣 展

郵便番号

一部認定

る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

登録年月日及び登録番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

「同左]

変更事項		
亦正中容	変更前	変更後
変更内容		
変更予定年月日		
変更の理由		

[注1・2 同左]

様式第7の4 (第8条第2項第3号関係)

認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

『便番号

(ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき る。) る。) 登録年月日及び登録番号 登録年月日及び登録番号 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 ための番号の利用等に関する法律 (平成 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 等を記載すること。) する法人番号がある場合は、記載するこ ٤.) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) [同左] 「略] 「注1・2 略] 「注1・2 同左] 様式第7の5 (第8条第2項第4号関係) 様式第7の5 (第8条第2項第4号関係) 電気通信事業変更届出書 電気通信事業変更届出書 月 日 年 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所

(ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 一部認定 一部認定 る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき る。) る。) 登録年月日及び登録番号 登録年月日及び登録番号 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 ための番号の利用等に関する法律(平成 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 等を記載すること。) する法人番号がある場合は、記載するこ ٤.) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) 「略] [同左] 「注1・2 略] 「注1・2 同左] 様式第8 (第9条第1項、第60条の2関係) 様式第8 (第9条第1項、第60条の2関係) 電気通信事業届出書 電気通信事業届出書 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき)

る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す

ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。)

「略]

「1 略]

2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に 限る。)

「(1)~(3) 略]

「注1~3 略〕

4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、 「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周 波数を記載すること。

当該設備が無線設備の場合であつて、次に掲げる場合に該当するときは、併せてその 旨を記載すること。

- (1) 予定する周波数の電波を三・九一四世代移動通信システムに使用する場合
- (2) 予定する周波数の電波を電波法第7条第2項第6号に規定する基幹放送に加えて基 幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備に使用する場合

[5~7 略]

る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

[同左]

[1 同左]

2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に 限る。)

「(1)~(3) 同左]

「注1~3 同左〕

4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、 「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周 波数帯を記載すること。

当該設備が無線設備の場合であって、次に掲げる場合に該当するときは、併せてその 旨を記載すること。

- (1) 予定する周波数帯の電波を三・九―四世代移動通信システムに使用する場合
- (2) 予定する周波数帯の電波を電波法第7条第2項第6号に規定する基幹放送に加えて 基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備に使用する場合

[5~7 同左]

「3 略] [3 同左] 「注 略] 「注 同左] 様式第9 (第9条第3項関係) 様式第9 (第9条第3項関係) 電気通信事業変更届出書 電気通信事業変更届出書 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき る。) る。) 届出年月日及び届出番号 届出年月日及び届出番号 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 ための番号の利用等に関する法律(平成 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 等を記載すること。) する法人番号がある場合は、記載するこ ٤.) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) [同左] 「略] 「注1・2 略] 「注1・2 同左]

様式第9の2 (第9条第4項第1号関係)

認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

届出年月日及び届出番号

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す

ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

> 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。)

「略]

「注1・2 略]

様式第9の2 (第9条第4項第1号関係)

認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

届出年月日及び届出番号

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

[同左]

「注1・2 同左]

様式第9の3 (第9条第4項第1号関係)

電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

届出年月日及び届出番号

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第27号)第2条第15項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す

ること。) 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電

「略]

「注1~3 略]

様式第9の4 (第9条第4項第2号関係)

認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書

様式第9の3 (第9条第4項第1号関係)

電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

届出年月日及び届出番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

「同左〕

「注1~3 同左〕

様式第9の4 (第9条第4項第2号関係)

認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書

年 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 一部認定 る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。) 届出年月日及び届出番号 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) 「略] 「注1・2 略]

電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書

様式第9の5 (第9条第4項第2号関係)

総務大臣 殿

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

届出年月日及び届出番号
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

[同左]

「注1・2 同左]

様式第9の5 (第9条第4項第2号関係)

電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書

年 月 日

年 月

日

総務大臣 殿

月 日

郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 一部認定 一部認定 る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき る。) る。) 届出年月日及び届出番号 届出年月日及び届出番号 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること) ための番号の利用等に関する法律(平成 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 等を記載すること。) する法人番号がある場合は、記載するこ 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) [略] [同左] 「注1~3 略〕 [注1~3 同左] 様式第9の6 (第9条第4項第3号関係) 様式第9の6 (第9条第4項第3号関係) 認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書 認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書 年 月 日 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな)

住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき 届出年月日及び届出番号 届出年月日及び届出番号 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 ための番号の利用等に関する法律(平成 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 等を記載すること。) する法人番号がある場合は、記載するこ ٤.) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) [略] [同左] 「注1・2 略] 「注1・2 同左] 様式第9の7 (第9条第4項第4号関係) 様式第9の7 (第9条第4項第4号関係) 電気通信事業変更届出書 電気通信事業変更届出書 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな)

一部認定 「略] 「注1・2 略] 総務大臣 殿

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆! で記入したときは、押印を省略でき る。)

届出年月日及び届出番号

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。)

様式第9の8 (第9条第8項関係)

電気通信設備の概要届出書

年 月 日

郵便番号

(ふりがな)

住 所 (ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき) る。法人にあつては、名称及び代表者の 一部認定

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

届出年月日及び届出番号

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

[同左]

「注1・2 同左]

様式第9の8 (第9条第8項関係)

電気通信設備の概要届出書

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆! で記入したときは、押印を省略でき

届出年月日及び届出番号

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す

ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記

載すること。)

「略]

「注1~3 略〕

様式第 10 (第 10 条第 2 項関係)

電気通信役務の変更報告書

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき

届出年月日及び届出番号

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

[同左]

「注1~3 同左〕

様式第10(第10条第2項関係)

電気通信役務の変更報告書

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき!

	る。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載するこ	! `	連絡 先(連絡のと 担当部署	1年月日及び登録番号3 : れる電話番号等を記 3 号等がある場合は、当 対すること。)	載すること。
	と。) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電				
	話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当				
	部署等がある場合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー				
[略]	カ及い電リア ルアドレスを記 載すること。)	[同左]			
[注 略] 様式第 10 の 2 (第 10 条第 4 項関係)	役員変更報告書	[注 同左] 様式第 10 の 2 (第 10 条第 4 項関係)	役員変更報告書		
総務大臣殿	年 月 日	総務大臣 殿		年	月 日
	郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略でき		る。法 氏名を	記入したときは、押F 人にあつては、名称 <i>B</i> 記載することとし、f したときは、押印	及び代表者の 代表者が自筆
	る。)		る。)	072 2 2 18 (111)	印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番! 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること) 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 ための番号の利用等に関する法律(平成 等を記載すること。) 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当! 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) [略] [同左] 「注 略] 「注 同左] **様式第 11** (第 11 条第 5 項関係) **様式第11**(第11条第5項関係) 電気通信事業承継届出書 電気通信事業承継届出書 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき) る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき る。) る。) 地位を承継した者が電気通信事業者である場合は、 地位を承継した者が電気通信事業者である場合は、そ

その登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届! の登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番 出番号 連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 等を記載すること。) する法人番号がある場合は、記載するこ 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当! 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) [略] [同左] 「注 略] 「注 同左] **様式第12**(第12条第1項関係) **様式第12**(第12条第1項関係) 電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書 電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき る。) る。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 叧

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第27号)第2条第15項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子 メールアドレスを記載すること。なお、担当 部署等がある場合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー

> ルアドレスを記 載すること。)

「略]

「注1・2 略]

様式第12の2 (第12条第2項関係)

電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書 兼 認定電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番 号 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

[同左]

「注1・2 同左]

様式第12の2 (第12条第2項関係)

電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書 兼 認定電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

「略]

「注1・2 略]

様式第12の3 (第12条第4項関係)

電気通信事業一部休止 (廃止) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番 号

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する!

担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

[同左]

「注1・2 同左]

様式第12の3 (第12条第4項関係)

電気通信事業一部休止 (廃止) 届出書

年 月 |

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ ٤.)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子

メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記

載すること。)

「略]

「注1~4 略〕

様式第 12 の 4 (第 12 条第 5 項第 1 号関係)

電気通信事業一部休止(廃止)届出書 兼 認定電気通信事業一部休止(廃止)届出書

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番!

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 [同左]

「注1~4 同左〕

様式第12の4 (第12条第5項第1号関係)

電気通信事業一部休止 (廃止) 届出書 兼 認定電気通信事業一部休止 (廃止) 届出書

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

等を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記

載すること。)

「略]

「注1~4 略]

様式第18の5 (第25条の5関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる 卸電気通信役務の提供業務開始届出書

> 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

連絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載するこ と。担当部署等がある場合は、当該担当 部署名等を記載すること。)

「略]

[同左]

「注1~4 同左〕

様式第18の5 (第25条の5関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる 卸電気通信役務の提供業務開始届出書

月

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

[同左]

注1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第4の表の1から32までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。 「 $2 \cdot 3$ 略〕

様式第38の4 (第40条の9第1項第1号関係)

電気通信事業全部認定申請書

年 月 日

ルアドレスを記

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号(登録の申請を行つている場合は、当該申請の年月日)

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第27号)第2条第15項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載すること。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー 注1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第4の表の1から<u>31</u>までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。 「2・3 同左]

様式第38の4 (第40条の9第1項第1号関係)

電気通信事業全部認定申請書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 (登録の申請を行つている場合は、当該申請の年月 日)

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

「注 略] 様式第38の5 (第40条の9第1項第2号関係) 雷気通信事業変更登録申請書(変更届出書) 兼 電気通信事業全部認定申請書 総務大臣 殿 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ ٤.) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番

[同左]

「注 同左]

号及び電子メー ルアドレスを記 様式第38の5 (第40条の9第1項第2号関係)

雷気通信事業変更登録申請書(変更届出書) 兼 雷気通信事業全部認定申請書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆

で記入したときは、押印を省略でき

a,)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。

担当部署等がある場合は、当該担当部署名

等を記載すること。

「略] [同左] 「注 略] 「注 同左] 様式第38の8 (第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号二関係) 様式第38の8 (第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号二関係) 電気通信事業一部認定申請書 電気通信事業一部認定申請書 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 一部認定 一部認定 る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき る。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 号(登録の申請を行つている場合は、当該申請の年 (登録の申請を行つている場合は、当該申請の年月 月日) 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 ための番号の利用等に関する法律(平成 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 等を記載すること。) する法人番号がある場合は、記載するこ ٤.) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電) 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記

載すること。

「略]

[1 略]

2 電気通信設備の概要

「(1)~(3) 略]

「注1~5 略〕

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周</u> <u>波数</u>(当該<u>周波数</u>の電波を三・九一四世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨)を記載すること。

「7・8 略]

「(4) 略]

「注 略]

様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係)

電気通信事業変更登録申請書(変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

一部認定

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番 号

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第27号)第2条第15項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電 話番号及び電子 [同左]

[1 同左]

2 電気通信設備の概要

「(1)~(3) 同左]

「注1~5 同左〕

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周</u> <u>波数帯</u> (当該<u>周波数帯</u>の電波を三・九一四世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨)を記載すること。

[7・8 同左]

[(4) 同左]

[注 同左]

様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係)

電気通信事業変更登録申請書(変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

一部認定

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。) メールアドレスとの記載おいます。とのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないのでは、まないでは、まないのでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは

[略]

[1 略]

2 電気通信設備の概要

「(1)~(3) 略]

「注1~5 略〕

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周</u> <u>波数</u>(当該<u>周波数</u>の電波を三・九一四世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨)を記載すること。

「7・8 略]

[(4) 略]

「注 略]

様式第38の12 (第40条の12関係)

認定電気通信事業開始の指定期間延長申請書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

[同左]

[1 同左]

2 電気通信設備の概要

「(1)~(3) 同左]

「注1~5 同左〕

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周</u> 波<u>数帯</u>(当該<u>周波数帯</u>の電波を三・九一四世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨)を記載すること。

「7・8 同左]

「(4) 同左]

「注 同左〕

様式第38の12 (第40条の12関係)

認定電気通信事業開始の指定期間延長申請書

年 月 |

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 ための番号の利用等に関する法律 (平成 等を記載すること。) 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ ٤.) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) [略] [同左] [注 略] 「注 同左] 様式第 38 の 13 (第 40 条の 13 関係) 様式第38の13 (第40条の13 関係) 認定電気通信事業開始届出書 認定電気通信事業開始届出書 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆! 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき で記入したときは、押印を省略でき る。) る。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する 担当部署等がある場合は、当該担当部署名

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) 「略] 「注1・2 略] 様式第38の14 (第40条の14関係) 認定電気通信事業変更認定申請書 年 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番 法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成

٤.)

ための番号の利用等に関する法律 (平成 等を記載すること。) 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ [同左] 「注1・2 同左] 様式第38の14 (第40条の14関係) 認定電気通信事業変更認定申請書 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名

等を記載すること。)

25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記

載すること。)

[注1・2 同左]

[同左]

[略]

「注1・2 略]

様式第38の15 (第40条の16関係)

認定電気通信事業変更届出書

年 月 日

様式第38の15 (第40条の16関係)

認定電気通信事業変更届出書

年 月

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定 総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

する法人番号がある場合は、記載すること ٤.) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す ること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) [略] [同左] 「注1・2 略] 「注1・2 同左] 様式第38の16 (第40条の18第1項関係) 様式第38の16 (第40条の18第1項関係) 認定電気通信事業相続承継認可申請書 認定電気通信事業相続承継認可申請書 年 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 住 所 住 所 (ふりがな) (ふりがな) 氏 名(自筆で記入したときは、 氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき 押印を省略できる。) 相続人が電気通信事業者である場合は、登録年月日又 相続人が電気通信事業者である場合は登録年月日又は は届出年月日及び登録番号又は届出番号 届出年月日及び登録番号又は届出番号 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するた 連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。 めの番号の利用等に関する法律(平成 25 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 年法律第27号)第2条第15項に規定する 等を記載すること。) 法人番号がある場合は、記載すること。) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載する こと。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電

話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー ルアドレスを記 載すること。) [略] [同左] [注 略] [注 同左] 様式第38の17 (第40条の18第2項関係) 様式第38の17 (第40条の18第2項関係) 分割 認定電気通信事業合併承継認可申請書 分割_ 認定電気通信事業合併承継認可申請書 月 日 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) 本店又は事務所の所在地 本店又は事務所の所在地 (ふりがな) (ふりがな) 合併後存続(合併により設立)する又は分割により 合併後存続(合併により設立)する又は分割により当 当該事業の全部を承継する法人の名称及び代表者 該事業の全部を承継する法人の名称及び代表者(設立 (設立委員の代表者) の氏名 (代表者が自筆で記入 委員の代表者)の氏名(代表者が自筆で記入したとき したときは、押印を省略できる。) は、押印を省略できる。) 担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 ること。) 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 等を記載すること。) 話番号及び電子 メールアドレス を記載するこ と。なお、担当 部署等がある場 合は、当該担当 部署等の電話番 号及び電子メー

		ドレスを記			
[[略]	載す	ること。)	[同左]		
	(ふりがな) 名称			(ふりがな) 名称	
	(ふりがな) 本店又は主たる事務所の所在地			(ふりがな) 本店又は主たる事務所の所在地	
	登録年月日又は届出年月日及び登録番 号又は届出番号		当事者	登録年月日又は届出年月日及び登録番 号又は届出番号	
当事者	法人番号 (ふりがな)]	(ふりがな) 名称	
	名称 (ふりがな) 本店又は主たる事務所の所在地			(ふりがな) 本店又は主たる事務所の所在地 登録年月日又は届出年月日及び登録番	
	登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号		合併又は分割	号又は届出番号 利の年月日	
合併又は分	法人番号		合併又は分割	別の理由	
合併又は分					
] 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(27 号)第2条第 15 項に規定する法人番号がある場合は、法人番号を		[注 1 同左 [新設]	:]	
<u>3</u> [略]]		2 [同左		
様式第 38 の 1	18 (第 40 条の 18 第 3 項関係) 認定電気通信事業譲渡譲受承継認可申請書	_	様式第38の18	(第40条の18第3項関係) 認定電気通信事業譲渡譲受承継認可申	
	· ·	月日			年 月 日
総務大臣	殿 		総務大臣 	· 郵便番号	
	野 火 番万 (ふりがな)		! ! ! !	野 (かがな)	
	譲渡人住所		 	譲渡人住所	
	(ふりがな)			(ふりがな)	
	氏 名(自筆で記入したときは、押印	を省略でき	i I I	氏 名(自筆で記)	入したときは、押印を省略でき

る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

郵便番号

(ふりがな)

譲受人住所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

譲受人が電気通信事業者である場合は、登録年月日 又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

法人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第27号)第2条第15項に規定 する法人番号がある場合は、記載するこ と。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電 話番号及び電子

載すること。)

「略]

「注略]

様式第38の19 (第40条の19第1項関係)

る。法人にあつては、名称及び代表者の 氏名を記載することとし、代表者が自筆 で記入したときは、押印を省略でき る。)

郵便番号

(ふりがな)

譲受人住所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

譲受人が電気通信事業者である場合は登録年月日又は 届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名 等を記載すること。)

[同左]

[注 同左]

様式第38の19 (第40条の19第1項関係)

製	忍定電気通信事業全部廃止届出書	認定電気通信事業全部廃止届出書
総務大臣 殿	年 月 日	年 月 総務大臣 殿
	郵便番号	
li .	(ふりがな)	(ふりがな)
	住 所	住 所
	(ふりがな)	(ふりがな)
	氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき	氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略で
li .	る。法人にあつては、名称及び代表者の	る。法人にあつては、名称及び代表者の
	氏名を記載することとし、代表者が自筆	氏名を記載することとし、代表者が自領
	で記入したときは、押印を省略でき	で記入したときは、押印を省略で
	る。)	る。)
	登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番	登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
	뭉	連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
	法人番号(行政手続における特定の個人を識別する	担当部署等がある場合は、当該担当部署
	ための番号の利用等に関する法律(平成	等を記載すること。)
	25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定	
	する法人番号がある場合は、記載するこ	
	と。)	
	担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す	
	ること。)	
	電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電	
	話番号及び電子	
	メールアドレス	
	を記載するこ	
	と。なお、担当	
	部署等がある場	
	合は、当該担当	
	部署等の電話番 号及び電子メー	
	ラスの电ナター: ルアドレスを記:	
	載すること。)	
<u></u> [略]	#X y ること。);	
[注 略]		
[] 나스 [[]]		
様式第 38 の 20 (第 40 条の 19 第	3項関係)	様式第38の20 (第40条の19第3項関係)
記	忍定電気通信事業一部廃止届出書	認定電気通信事業一部廃止届出書

総務大臣 殿	年 月 日	年 月 総務大臣 殿
○伤八巳 败	郵便番号	郵便番号
	(ふりがな)	(ふりがな)
	住所	住 所
	(ふりがな)	(ふりがな)
	氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略でき	氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略で
	る。法人にあつては、名称及び代表者の	る。法人にあつては、名称及び代表
	氏名を記載することとし、代表者が自筆	氏名を記載することとし、代表者が
	で記入したときは、押印を省略でき	で記入したときは、押印を省略で
	る。)	る。)
	登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番!	登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番
	号	連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること
	法人番号(行政手続における特定の個人を識別する:	担当部署等がある場合は、当該担当部
	ための番号の利用等に関する法律(平成	等を記載すること。)
	25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定	
	する法人番号がある場合は、記載するこ	
	と。)	
	担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載す	
	ること。)	
	電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電	
	話番号及び電子	
	メールアドレス	
	を記載するこ	
	と。なお、担当	
	部署等がある場	
	合は、当該担当	
	部署等の電話番	
	号及び電子メー	
	ルアドレスを記し	
	載すること。)	
略]		[同左]
注 略]		[注 同左]

(電気通信事業報告規則の一部改正)

定で改正前欄にされに対応するものを掲げていないものは、これを加える。、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ欲の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し、電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 卍 詎			
駕一条 [略] (紀義)			第 条			
る。2 この省令において、次の女	u号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該	各号に定めるところによ	∞ [匝刊]			
であって、電波法施行規則末系伝送路設備又は電気運	を用いて提供されるもの(第九号及び第5第六条第四項第二号①、間若しくは第三2官事業の用に供する端末設備を用いて提品用者の電気通信設備と接続される一端が	号又は第十六条第九号に供されるデータ伝送役務	[[~十代 同刊]			
(電気通信や務契約等状況第 <u>二十</u> [略] <u>十九</u> [略] <u>十八</u> [略] <u>↑、</u> [略]	全扣 狮)		(電気通信役務契約等状况 <u>十九</u> [同上] <u>十八</u> [同工] <u>十</u> [同工]	森 和鄉)		
ついては、当該報告年度末) 二表、様式第二、様式第四、以内)に、同表の報告対象の第五第二表、様式第六及び増に場ける様式により、毎四半	・書面等」という。) により総務大臣に提出の契約等の状況について、書面又は別に様式第五第二表、様式第六及び <u>様式第十名等の欄に掲げる電気通信役務に関する当成式第十五の三の二</u> によるものについては、「期経過後一月以内(様式第一第二表、様、「者の欄に掲げる電気通信事業者は、それ	定める磁気ディスクその1五の三の二によるものに該四半期末(様式第一第、毎報告年度経過後二月式第二、様式第四、様式	ついては、当該報告年度末二表、様式第四二表、様式第二、様式第四以内)に、同表の報告対象第五第二表、様式第六及びに掲げる様式により、毎四	「書面等」という。) により総務大臣に提出「書面等」という。) の契約等の状況について、書面又は別に1、様式第五第二表、様式第六及び <u>様式第十二役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当一様式第十五の二の二</u> によるものについては、半期経過後一月以内(様式第一第二表、様式業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それご	足める磁気ディスクその <u>丸の二の二</u> によるものに設四半期末(様式第一第一年報告年度経過後二月五第二、様式第四、様式	
報告	報告対象事業者	様式海号	群	整	様式海号	
コロ≫ < サーブス ス ス 点域 ケーサネットサーブ I-ロー> ロ × サーブス	電気通信事業者置して14M Vサービスを提供する 置して14M Vサービスを提供する 法第十五の二において同じ。) を設 漁局の無線設備に限る。次号及び様 三号又は第十六条第九号に掲げる無 六条第四項第二号①、饲若しくは第 十 電気通信設備(電波法施行規則第 者 次のいずれかに該当する電気通信事業 関閉域網を設定する電気通信事業者 自ら設定したネットワークを用いて仮	様式第十五の二	ス	想閉域網を設定する電気通信事業者自ら設定したネットワークを用いて仮		

様式第3 (第2条第1項関係)

[の・4 器]

[一・二 盤]

ない。る電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでる電気通信事業者が行う同表報告対象を殺務の欄に掲げる電気はより総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げ年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信を務だとに次の

	ものサービスの回線数が三万以上であるあって、四半期末におけるIAをAトビスを提供する電気通信事業者で通信役務の提供を受けてIANAサスは当該電気通信事業者のの気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、設備を設置している他の電気通信事業通信事	
ス仮想移動電気通信サービ	るものに限る。) 通信サービスの契約数が三万未満であるもの(年度末における収割を対して生産末における仮想移動電気通信サービスを観覧を動電気通信サービスを開展が選供が対けない。 発の提供を受けて自ら提供する仮想を動電気運信事業者から問題を選出に対し、 を発生地局を設置には終わらは間気通信を設定した。 を発生地局を設置とない。 電気通信事業者からは電気通信を及している。 電気通信事業者であっている通に、 の想移動電気通信サービスを開送、 を教が三万以上であるない。 約数が三万以上であるもの。 を教験が三万以上であるもの。 を発移動電気通信サービスを提供する。 を登録が、 には、 を対している。 を発が、 には、 を関係を のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	様式第十五の三の二様式第十五の三
ドメイン名電気通信役務	気通信事業者ドメイン名電気通信役務を提供する電	様式第十五の四

様式第3 (第2条第1項関係)

[8・4 區刊]

[|・1| 區斗]

2

、。電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでな等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、横式第十五の四により、毎報告年2、電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十までに掲げる電気通信を務ごとに次の各

仮想移動電気通信サービ	仮想移動電気通信サービスを提供する	
ス の	電気通信事業者であって、四半期末に他想を重電気通信サービスを抜けする。	核学館十年のこ
1	おける仮想移動電気通信サービスの契配を返信事業者であって、四半期末に	
	約数が三万以上であるものまけるの者を重賞を近信せ、ヒスの妻	
	仮想移動電気通信サービスを提供する。	
	電気通信事業者であつて、携帯電話、しか満和重信を適付す、ほごが抜けった。	# H 44 14 0 1 1 0 1 1
	PIS文はBMAアクセスサービスに 骨を近位するです。 技術量語	
	係る基地局を設置している電気通信事ーコログプロフィブグザファン	
	業者の電気通信回線設備と接続し、又似された。高計では、いい言気は行い。	
	は当該電気通信事業者から御電気通信	
	役務の提供を受けて自ら提供する仮想	
	後動電気通信サービスを卸電気通信役	
	終として他の電気通信事業者に提供す	
	るもの(年度末における仮想移動電気	
	通信サービスの契約数が三万未満であ	
	るものに限る。)	
ドメイン名電気通信役務	ドメイン名電気通信役務を提供する電	様式第十五の三
	気通信事業者	

「第1表略] 第2表 電気通信役務契約等状況報告 契約数等 年 月 日現在 サービスの種類 事業者名 報告事項 契約数等 契 約 数 接続に係るMVNO M N O で あ る M V N O 契約数が3万以上であるMVNO 事 業 者 数 接 続 に 係 る M V N O M N O \overline{C} \overline{D} $\overline{$ 参考事項 2 MVNOの事業者名及び法人番号 契約数が3万以上であるMVNO 契約数が3万未満であるMVNO 事業者名 法人番号 事業者名 法人番号

「注1~9 略]

- 10 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15号に規定する法人番号をいう。以下同じ。)がない場合にあっては、住所を記載すること。
- 11 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 12 [略]

様式第8 (第2条第1項関係)

「第1表 略]

第2表

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス

「第1表 同左]

第2表

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

	報告事項	契 ;	約 数 等	
契約	数		()
	接 続 に 係 る M V N O			
	M N O で あ る M V N O			
	契約数が3万以上であるMVNO			
事 業	者数		()
	接 続 に 係 る M V N O			
	M N O で あ る M V N O			
事業	契約数が3万以上であるMVNO			
者名	契約数が3万未満であるMVNO			
	参 考 事 項			

[注1~9 同左]

[新設]

[新設]

10 [同左]

様式第8 (第2条第1項関係)

[第1表 同左]

第2表

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス

1 卸契約数の都道府県別及び態様別の	<u>事業者名</u>						
[表略]							
2 卸先事業者の名称及び法人番号							
事業者名	法人番号						
参考事項		1					

3 契約数が3万以上の卸先事業者の卸契約数等

I :						
ľ			共同住宅等内に	共同住宅等内に		
1			VDSL設備そ	VDSL設備そ		
1	事業者名	法人番号	の他の電気通信	の他の電気通信	合計	
ľ			設備を用いるも	設備を用いるも		
ľ			の以外のもの	0		
į						
į	合	計				
	参考事項				_	
1						

「注1~3 略]

- 4 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 5 | 略
- 6 「3 契約数が3万以上の卸先事業者の<u>卸契約数等</u>」については、共同住宅等内にVDS L設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にVDSL設備その 他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。
- <u>7</u> [略]

8 [略]

様式第8の2(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告 契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス

事業者名 法人番号

1 卸元事業者別の卸契約数等

卸元事業者名 法人番号 卸契約数 最終利用者との契約数

1	卸契約数の都道府県別及び態様別の分計
1	时 大 们数。2即但们外别及0 恐体的。2万日

「表 同左〕

2 卸先事業者の数及び名称

 事業者数

 事業者名

 参考事項

3 契約数が3万以上の卸先事業者の名称及び卸契約数

事業者名	共同住宅等内にV DSL設備その他 の電気通信設備を 用いるもの以外の もの	共同住宅等内にV DSL設備その他 の電気通信設備を 用いるもの	合計
合計			
参考事項			

「注1~3 同左〕

「新設]

<u>4</u> [同左]

- 5 「3 契約数が3万以上の卸先事業者の<u>名称及び卸契約数</u>」については、共同住宅等内に VDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にVDSL設 備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。
- 6 [同左]
- 7 [同左]

様式第8の2(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告 契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス

事業者名

事業者名

1 卸元事業者別の卸契約数等

卸元事業者名 卸契約数 最終利用者との契約数 共同住宅等内にVDSL設 共同住宅等内にVDSL設

参考事項	<u> </u>		
合計			
	SL設備	その他の電 備を用いる	共同住宅等内にVDS L設備その他の電気通 信設備を用いるもの

2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数

14417 - 4714	1.14 / 4 - 14 + 1 / 4.1 - 22 -	
再卸先事業者名	法人番号	再卸契約数
合	計	
参考	事項	

[注1・2 略]

3 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。

<u>4</u>~<u>7</u> [略]

様式第8の3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告 卸元事業者名等

年 月 日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス

事業者名

法人番号

卸元事業者名	卸元事業者の法人 番号	再卸先事業者名	再卸先事業者の法 人番号	
参考事項				

[注1・2 略]

3 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。

<u>4</u> [略]

<u>5</u> [略]

<u>6</u> [略]

様式第13 (第2条第1項関係)

[第1表 略]

		備その他の電気通信設備を 用いるもの以外のもの	備その他の電気通信設備を 用いるもの
合計			
参考事項	-		

2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数

再卸先事業者名	再卸契約数
合計	
参考事項	

[注1・2 同左]

[新設]

3~6 [同左]

様式第8の3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告 卸元事業者名、再卸先事業者名

年 月 日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス

事業者名

卸元事業者名	再卸先事業者名
参考事項	

「注1・2 同左]

「新設]

3 [同左]

4 [同左]

5 [同左]

様式第13 (第2条第1項関係)

[第1表 同左]

第2表

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 BWAアクセスサービス

事業者名

1 契約数等

2 90/1990	
報告事項	契約 数等
契 約 数	
接続に係るMVNO	
M N O で あ る M V N O	
契約数が3万以上であるMVNO	
事 業 者 数	
接 続 に 係 る M V N O	
M N O で あ る M V N O	
参 考 事 項	

2 MVNOの事業者名及び法人番号

契約数が3万以」	上であるMVNO	契約数が3万未済	満であるMVNO					
事業者名	法人番号	事業者名 法人番号						

「注1~8 略]

- 9 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 10 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
- <u>11</u> [略]

様式第15の2 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告 契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 LPWAサービス

-	サイカ	<u>~</u> -	17.	1
_	手=	Ξ.7	51	X
				1

	4 7/C E E
報告事項	契約 数等
契 約 数	
回 線 数	

第2表

電気通信役務契約等状況報告 契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 BWAアクセスサービス

事業者名

	報 告 事 項	契 約 数 等
契 約	」数	
	接 続 に 係 る M V N O	
	M N O で あ る M V N O	
	契約数が3万以上であるMVNO	
事 業	者数	
	接 続 に 係 る M V N O	
	M N O で あ る M V N O	
事業	契約数が3万以上であるMVNO	
者名	契約数が3万未満であるMVNO	
	参 考 事 項	

[注1~8 同左]

[新設]

[新設]

9 [同左]

[新設]

基	地	局	数	
参	考	事	項	

- 注1 「基地局数」の項には、自ら設置した電気通信設備を用いる基地局の数を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら 設置した当該基地局を提供している場合は、「参考事項」の項に電気通信事業者の別ごとに 提供している基地局の数を記載すること。
- 3 他の電気通信事業者から、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続によりLPWA サービスに係る基地局の提供を受けている場合には、「参考事項」の項に電気通信事業者の 別ごとに提供を受けている基地局の数を記載すること。
- 4 注2及び注3に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項に その内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第15の3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名 法人番号

1 仮想移動電気通信サービスの契約数等

1 风心沙勒电风地口》	L / 10/7	マルリダス・オ						
		提供			区分			
種別	提供 元事 業者 名	元事 業の 人 号	再卸	S I Mカ ード 型	通信モジュル	単純再販	その 他	合計
携帯電話に係るもの								
PHSに係るもの								
BWAアクセスサービス								
に係るもの								
参考事項								

2 MVNOの事業者名及び法人番号

契約数が3万以上であるMVNO		契約数が3万未満であるMVNO				
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号			

様式第15の2 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名

1 仮想移動電気通信サービスの契約数等

1 仮芯移動電気通信サービスの美制数等							
+8 #	+== +++-	区分					
	世 種別 種別 業者 名		SI	通信			
種別		再卸	Mカ	モジ	単純	その	合計
		丹川	ード	ュー	再販	他	
	冶		型	ル			
携帯電話に係るもの							
PHSに係るもの							
BWAアクセスサービス							
に係るもの							
参考事項							

2 MVNOの事業者名

事業	契約数が3万以上であるMVNO	
者名	契約数が3万未満であるMVNO	

[注1 略]

2 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。

<u>3</u>∼<u>9</u> [略]

10 「2 MVNOの事業者名及び法人番号」については、仮想移動電気通信サービスを卸電 気通信役務として提供しているMVNOの名称及び法人番号を記載すること。また、記載す る事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。

11 [略]

様式第15の3の2 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告 事業者名及び法人番号

年3月31日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名

法人番号

	144八亩 7
事業者名	法人番号
参考事項	

「注1 略]

- 2 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 3 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。

<u>4</u> [略]

5 [略]

様式第15の4 (第2条第1項関係)

「略〕

様式第15の5 (第2条第2項関係)

「収

様式第20の2 (第2条の2第1項関係)

第1表

一契約当たりの通信量等報告

年 月分

サービスの種類 三・九―四世代携帯電話アクセスサービス

事業者名

[注1 同左]

[新設]

<u>2∼8</u> [同左]

9 「2 MVNOの事業者名」については、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供しているMVNOの名称を記載すること。

10 [同左]

様式第15の2の2 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

事業者名

年3月31日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

	事業者名	
	事業者名	
参考事項		

[注1 同左]

[新設]

[新設]

2 [同左]

3 [同左]

様式第15の3 (第2条第1項関係)

[同左]

様式第15の4 (第2条第2項関係)

「同左〕

様式第20の2 (第2条の2第1項関係)

一契約当たりの通信量等報告

年 月分

サービスの種類 三・九―四世代携帯電話アクセスサービス

事業者名

一契約当たりの一月に利用された

件数

一契約当たりの一月に利用された 通信量(GB)	件数
0~1未満	
1~2未満	
2~3未満	
3~4未満	
4~5未満	
5~8未満	
8~10未満	
10~20未満	
20~30未満	
30~50未満	
50~100 未満	
100 以上	
合計	
参考事項	

- 注1 「件数」の欄には、<u>三・九一四世代携帯電話アクセスサービス(通信モジュール向けに提供されるものを除く。以下この様式及び様式第20の3において同じ。)の契約数(仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。以下この様式及び様式第20の3において同じ。)</u>について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。
- 2 段階型定額制(二を超える数の定額制料金があらかじめ定められており、一契約当たりの 一月に利用された通信量に応じた定額制料金が適用される料金プランをいう。以下同じ。) の契約に係る通信量ごとの契約数については、「件数」の欄に含めず、「参考事項」の項に 段階型定額制に係る回線数の合計数を記載すること。
- <u>3</u> 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容 を記載すること。

4 [略]

第2表

一契約当たりの通信量等報告 サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス

事業者名 件数

一契約当たりの一月に利用された

年	月	分

通信量(GB)	
0~1未満	
1~2未満	
2~3未満	
3~4未満	
4~5未満	
5~8未満	
8~10未満	
10~20未満	
20~30未満	
30以上	
合計	
参考事項	

注1 「件数」の欄には、三・九—四世代携帯電話アクセスサービス(通信モジュール向けに提供されるものを除く。)の契約数(仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。)について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

[新設]

- 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 3 [同左]

[新設]

通信量(GB)	
0~1未満	
1~2未満	
2~3未満	
3~4未満	
4~5未満	
5~8未満	
8~10未満	
10~20未満	
20~30未満	
30~50未満	
50~100 未満	
100 以上	
合計	
参考事項	

- 注1 「件数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービスの契約数について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。なお、通信容量共有制(特定の回線の一契約当たりの一月に利用される通信量の上限(以下この表及び様式第20の3において「通信容量」という。)を、他の回線(自らは利用可能な通信容量を有しない回線に限る。)が共有して利用できる料金プランをいう。以下同じ。)の設定がある場合は、通信容量を共有して利用する回線(以下「共有回線」という。)が利用した通信量の合計ごとに契約数を記載すること。
- 2 段階型定額制の回線及び当該回線との共有回線(自らは利用可能な通信容量を有しない 回線に限る。)の契約数については、「件数」の欄に含めず、「参考事項」の項にその合 計数を記載すること。
- 3 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第20の3 (第9条の9第9項関係)

াস	你式第20073 (第2条0)2第2項對你)					
	料金に関する契約状況報告					
			年	月	日現在	
	サービスの種類 三・九―四世代携帯電話アクセスサービス					
事業者名						
	プラン	契約数				
従量制						
H	定額制					
	○GB上限					
	定額制					

様式第20の3 (第9条の9第9項関係)

料金に関する契約状況報告							
		料金に関する契約状況報告					
	年	月	日現在				
サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス							
事業者名							
プラン 契約数							
従量制							
定額制							
○GB上限							

	○GB上限	
	○GB上限	
İ	○GB上限	
	上限なし	
	段階型定額制	
通信容量共有制		
参考事項		
L		

- 注1 「プラン」の欄には、自らが設定する<u>三・九一四世代携帯電話アクセスサービス</u>に係る料金プランについて、従量制<u>、定額制、段階型定額制及び通信容量共有制</u>の別並びに<u>定額制の</u>通信容量に応じて設定された料金区分を記載すること。
- 2 「契約数」の欄には、<u>三・九一四世代携帯電話アクセスサービスの契約数</u>について、プランの区分ごとに記載すること。
- 3 契約数のうち、共有回線に係るものについては、一の共有回線の通信容量の区分ごとにその合計数を記載すること。また、共有回線に係る契約数のうち、自らは利用可能な通信容量を有しない回線に係るものについては、「通信容量共有制」の区分にその合計数を記載すること。
- <u>4</u> 段階型定額制に係る契約数は、「段階型定額制」以外の料金区分の契約数には含めないこ

<u>5</u> [略]

<u>6</u> [略]

様式第23の9 (第4条の6第1項関係)

提供する電気通信役務の名称等に関する報告

年 月 日現在

サービスの別表種類(別表の号番号を記載すること。

複数の別表種類を一体として提供しているサービスについては、その該当する複数の号番号を記載すること。以下同じ。)

事業者名

○GB上限	
○GB上限	
上限なし	
参考事項	
	○GB上限○GB上限○GB上限○GB上限○GB上限○GB上限○GB上限

- 注1 「プラン」の欄には、自らが設定する
 $\underline{\underline{ = \cdot 1 \underline{\mathsf{U}}}}$ 一世代携帯電話アクセスサービス(通信モジュール向けに提供されるものを除く。)に係る料金プランについて、従量制
 $\underline{\mathsf{U}}$ び立一切に一契約当たりの一月に利用される通信量の上限に応じて設定された料金区分を記載すること。
 - 2 「契約数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービス(通信モジュール向けに 提供されるものを除く。)の契約数(仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事 業者のものを除く。)について、プランの区分ごとに記載すること。 「新設」

「新設]

3 [同左]

4 [同左]

様式第23の9 (第4条の6第1項関係)

提供する電気通信役務の名称等に関する報告

年 月 日

サービスの別表種類(別表の号番号を記載すること。

複数の別表種類を一体として提供しているサービスについては、その該当する複数の号番号を記載すること。以下同じ。)

事業者名

法人番号(法人番号がない場合に あつては、住所を記載 すること。以下同 じ。)

電話番号

電子メールアドレス

「表 略]

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の<u>項</u>に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

 $\lceil 2 \sim 4$ 略]

5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の<u>項</u>にその内容を記載すること。「6 略」

様式第23の10 (第4条の6第2項関係)

第1表

書面解除に関する契約状況等報告

年 月 日現在

サービスの別表種類

事業者名

法人番号

電話番号

電子メールアドレス

[表 略]

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

「2 略]

3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

法人番号(行政手続における特定 の個人を識別するため の番号の利用等に関す る法律(平成25年法律 第27号)第2条第15項 に規定する法人番号を 記載すること。ただ し、当該法人番号がな い場合にあつては、住 所を記載すること。以

下同じ。)

電話番号

電子メールアドレス

「表 同左〕

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の<u>欄</u>に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

「2~4 同左〕

5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の<u>欄</u>にその内容を記載すること。 [6 同左]

様式第23の10 (第4条の6第2項関係)

第1表

書面解除に関する契約状況等報告

年 月 日

サービスの別表種類

事業者名 法人番号

電話番号

電子メールアドレス

[表 同左]

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の \underline{m} に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。
- [2 同左]
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

「4 略]

第2表

確認措置契約に関する契約状況等報告

年 月 日現在

サービスの別表種類

事業者名 法人番号 電話番号

電子メールアドレス

「表略]

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定さ れるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の項に 当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

「2・3 略]

4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

様式第23の11 (第4条の6第3項関係)

媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年 月 日現在

サービスの別表種類

事業者名 法人番号 雷話番号

電子メールアドレス

「表 略]

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定さ れるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の項に 当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

 $\lceil 2 \sim 7$ 略]

- 8 各欄において、記載すべき内容を電気通信事業者が把握していない場合については、当該 欄に「不明」と記載すること。この場合において、記載すべき内容を把握していない理由を 「参考事項」の項に記載すること。
- 9 その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

「10 略]

[4 同左]

第2表

確認措置契約に関する契約状況等報告

年 月 日

サービスの別表種類

事業者名 法人番号 電話番号

電子メールアドレス

「表 同左〕

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定さ れるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に 当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

「2・3 同左]

4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

[5 同左]

様式第23の11 (第4条の6第3項関係)

媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年 月 日

サービスの別表種類

事業者名 法人番号 雷話番号

電子メールアドレス

「表 同左]

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定さ れるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に 当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

「2~7 同左〕

- 8 各欄において、記載すべき内容を電気通信事業者が把握していない場合については、当該 欄に「不明」と記載すること。この場合において、記載すべき内容を把握していない理由を 「参考事項」の欄に記載すること。
- 9 その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

「10 同左〕

備考(表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

至 宝

(程行 野口)

- 、炊の各号に掲げる様式は、報告期限が当該各号に掲げる日以降である報告から適用する。1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行し
 - 式第二十三の十一 平成三十年四月一日十五の三の三、様式第二十三の九、様式第二十三の十及び様十五の三の二、様式第十五の四、様式第十五の五、様式第二十三の九、様式第二十三の十及び様式第八、様式第八の二、様式第八の三、様式第十三、様式第十五の二、様式第十五の三、様式第三、様」、この省令による改正後の電気通信事業報告規則(以下「新報告規則」という。)様式第三、様
 - 二 新報告規則様式第二十の二及び様式第二十の三 平成三十年七月一日

(凝過推圖)

大臣に提出しなければならない。ている者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務と、この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービスを提供し